



災害時の災害救助法等を始めとする
様々な制度利用事例

00 目次

- 01 | 民間ボランティアセンター
- 02 | 避難所運営
- 03 | 炊き出し
- 04 | 在宅避難者の把握（高齢者の把握）
- 05 | 家屋支援
- 06 | 独自政策
- 07 | 災害ボランティア車両の高速道路の無料措置

01 民間ボランティアセンター

令和2年より、災害ボランティアセンターの運営に関し
県市町にて制度ルール通りの諸手続きを行えば、
災害ボランティアセンターでの救助とボランティア活動を行う調整事務に関して
社会福祉協議会やNPOに対し、災害救助法の国庫負担での支給が可能となるケースがある。

●対象経費 ①人件費

(社協等職員の休日勤務・宿直を含む時間外勤務手当と、社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金)

②旅費

(災害ボランティアセンターへの派遣職員にかかる旅費)

主に社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターを対象にできた制度になっている。

01 民間ボランティアセンター

●武雄市のおもやいの事例（災害救助法でボランティアセンターの委託適用）

武雄市社協の災害ボランティアセンターがニーズを受け、おもやいと連携を行い、社協が対応できないニーズをおもやいが専門団体を通じ支援を行い「支援内容が全く違う」という支援の役割を分け、明確に整理をつけることで、おもやいへのボランティアセンターの委託を行うことができた。

- ・家財の搬出などの支援を社協が行う災害ボランティアセンターに集まる一般ボランティアで対応
- ・浸水家屋の家屋保全の為の内装解体や、重機を使っての支援など専門性の高い支援をおもやいボランティアセンターが専門団体を調整し支援を行う

武雄市社協の災害ボランティアセンターが開設されている同等の期間のみ、救助費から雇用している職員に対し残業代を補助していただいた。

だが、おもやいボランティアセンターにはニーズが残っていた状況であったが、武雄市社協の災害ボランティアセンターが閉所してしまったため、40日間のみ補助であった。

01 民間ボランティアセンター

●武雄市のおもやいの事例（災害救助法でボランティアセンターの委託適用）

※救助法の委託はボランティアセンターが立ち上がっている期間が対象になる訳ではない。

災害救助法の救助費が使えるかどうかの基本的な考えとして

「救助を行なっている期間」であるかを証明できるかどうかである。

「救助」のフェーズに対し、救助費が使用できる。

「復旧・復興」は見守りのフェーズになる。見守りのフェーズは救助法では対応できない。

ボランティアセンター委託制度は救助を行っている機関というのが基本的な考えになっている。

NPOの基本的な考えとして「困っている方を助けたい」という想いで活動を行う者が多い中、

制度の利用するのであれば、救助なのか、見守りなのかの時期の見極めと線引きができるかが必要となる。

02 避難所運営

市町と委託契約を締結し、契約内容の救助費細目別（避難所設置費、事務費・・・）に整理した場合、NPO分が対象となるケースがある。

●熊本県球磨村でのピースボート災害支援センターの事例

令和2年豪雨災害時、熊本県球磨村の旧多良木高校で避難所運営を行なった。

経緯として、それまで避難所運営をしていた県外からの行政応援職員が

地元でのコロナ対応の為に引き上げなければならない状況となり、代わりにYMCA熊本が応援を担当。

ピースボート災害支援センターがそのサポートを担当することになった。

- 対象経費
- ・ 人件費
 - ・ 宿直費
 - ・ 旅費（東京⇔球磨村間の交通費）
 - ・ 雑費（宿舎での生活に関わる消耗品等）

救助法が捻出されない避難所内の環境改善づくりなどにかかった費用は民間からの支援金等で対応を行った。

避難所運営

●警備会社への委託

避難所の警備を警備会社へ委託することもある。

委託する先が警備会社かNPOかではなく、

普段から専門性を持って訓練などされているかどうか、

訓練されている人材が配置されるかどうか、委託を行う判断の基準になってくる。

だが、警備にかかる費用の面や警備職員が配置されるまでの時間など、うまくマッチしない場合もある。

02 避難所運営

●ホテル避難所

新型コロナウイルス感染症対策のため、災害時、従来の避難所だけでは密集を避けられないためホテル・旅館や研修所等を借り上げ等を行い、ホテル・旅館等を利用した避難所を開設できる。避難生活にかかる宿泊、食事等の経費が充当できる。

※災害救助法が適用される場合においては、救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用について同法による国庫負担の対象となる。

災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能。

03 炊き出し

いつ・誰に・何を何個・どのようにして配った

配布を行った妥当性を事細かく説明できれば、NPOであっても

避難所で配布する炊き出しにかかる費用を災害救助法の国庫負担での救助費として支給できるケースがある。

※食料の流通が滞っていない場合は対象にならない場合がある。

●対象経費

主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費

※炊飯器・鍋等の救助期間を過ぎても残る備品の購入費は不可

※費用の限度額は1人当たり1日1,180円以内

※救助期間は7日以内

03 炊き出し

●対象者

避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者

※在宅避難者に対しても、避難所に炊き出しを受け取りに来た場合は対象となる。

制度を利用する場合、必要な情報を得るための様式は内閣府で定めている訳ではない。

例：

避難所の入退所の人数を決まった時間にとり、

13時の時点で〇〇人が避難所にいるということがわかった上で

〇〇人相当の食材を購入する、といったことが毎日ルーティン化するなどルールが明確になっていることが条件にある。

03 炊き出し

●令和3年佐賀豪雨の際の佐賀県の事例

佐賀県の場合は様式のたたきを作成した。（名前、いつ食べたか等）

佐賀県での様式がブラッシュアップされ、その様式が広がっていけば他市町村も制度を使いやすくなり様々な事例に対応できる可能性が出てくるかもしれない。

●佐賀県武雄市の事例

行政が救助費を使い、避難所にいる避難者と在宅で避難されている人たちを対象に炊き出しとして

お弁当の配布を行った。だが、最終的な内閣府の監査で、在宅避難をされている方へのお弁当の配布は不適となり救助費を返還となった。

03 炊き出し

●NPO側が行った支援

令和3年佐賀豪雨では、行政の救助費を使って配布した炊き出しでカバーできない被災者に対しては、おもやいで助成金を取り、地元の飲食業者にお弁当を作ってもらい在宅避難者へ配布を行った。

在宅避難者向けの炊き出しはNPOの力に頼らざるを得ない。

さまざまな理由で避難所にもいけず、災害での被害で炊事ができない被災者がいる中で、スピード感を持って食事を毎日取れるようにしなくてはいけない状況の中、救助法を当てはめての配布は、事細かに計画を立てていかななくてはならず、スピード感を持って対応できないこともあり、NPOが救助法の制度を利用して炊き出しを行なっていくには、現実味がないのが現状である。

03 炊き出し

※防災・減災費用保険制度

災害救助法が適応前で、早期避難にかかる費用を軽減し

住民の生命・身体の安全を預かる市長が迅速かつ適切に避難勧告等を決断し、

災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう創設された保険制度。

※災害救助法の適用を受けた災害は対象外

内閣府に費用申請を行うよりも、保険なので事務手続きが簡単で確実に費用が出ることもあり

市町村にとっては保険制度の方が使い勝手がよい。反面、災害救助法が適応されなければ

応急修理制度などが適応にならず被災された方がいた場合、応急修理にかかる費用は

被災者負担を強いる状況となる。

03 炊き出し

※防災・減災費用保険制度

加入率 : 30% (全国平均)

佐賀県は20市町中16市町が加入

保険料は人口比により決まるため

人口が多い市町村は保険料と保証金額のバランスが合わないことが、未加入市がある理由となっている。

・支払い対象費用

避難場の設置・炊き出しその他による食品の供与・飲料水等の供給・被服、寝具その他生活必需品の供与
または貸与・医療及び助産・学用品の供与・救助のための輸送費・応急救助費

04 在宅避難者の把握（高齢者の把握）

在宅避難者の把握・支援に関しては、災害救助法の救助での取り組みではなく「災害対策基本法第86条の7」で災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められている。

また、「**防災基本計画**」においても

「市町村は指定避難所以外で生活をしている被災者の情報の早期把握や食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めること」とされている。

04 在宅避難者の把握（高齢者の把握）

水害などで建物の倒壊や流出等の被害が少なく、災害の規模が小さく見えてしまう場合
仮設住宅等が用意されなかったり、避難所が早期に閉所してしまう傾向がある。

水害でも何かしら被害を受けた家に戻り、そこで暮らしながら生活の再建を行う被災者が少なくない。

さらに、コロナのこともあり、分散避難と言われる現状がある中で、
在宅避難者が増えている現在、在宅避難者支援は重要な支援である。

「災害対策基本法」や「防災基本計画」で在宅避難者の把握や支援が定められているにも関わらず
在宅避難者の把握や支援が定番化されておらず、制度が活用されていないことが現状にある。

在宅避難者の把握や支援に関して定番化していくためにも

厚生労働省が行っている、在宅避難者の高齢者等の要配慮者の把握など、
在宅避難者支援のために使える制度について整理していくことが必要になってくる。

04 在宅避難者の把握（高齢者の把握）

●岡山での事例

平成30年7月豪雨の際、各地の被災者の状況把握などにおいて各自治体が直営または社会福祉協議会や介護支援専門員協会等に委託をして実施を行うケースが多いが岡山市の場合は厚生労働省の「被災高齢者等把握事業」を活用し、岡山NPOセンターに委託をして実施をしている。岡山NPOセンターでは、災害支援ネットワークおかやま加入の組織に声掛けをし、ソーシャルワーカーや司法書士などの専門家と学生ボランティアなどのチームで実施。調査員には日当の支払いも行っている。あつめたお金で人材を雇用し、要配慮者の把握調査を行った。

04

在宅避難者の把握（高齢者の把握）

●大分県日田市の事例

ささえあいセンターの機能を日田市では保健師が担い、復旧・復興期の訪問を行っての見守り支援を行うことになっていたが、保健師も通常業務があり訪問を行なっての見守り事業は難しくなり電話での対応がメインになっていく中で、行政と社協、NPOの三者間で情報共有の場を持ち、在宅被災者の個別のニーズの対応を情報を出し合うことでそれぞれの強みを活かして在宅被災者への支援を届けることができた。

04

在宅避難者の把握（高齢者の把握）

●大町町の事例

令和3年佐賀豪雨災害時、在宅訪問調査を行う際に
行政（総務課、保健師）社協、民間団体の3者で意見を出し合い
訪問調査事項の共通のフォーマットを作り、訪問調査の一本化を行った。

また訪問調査を行う際も、偏った情報とならないよう
行政と民間団体（SPF,PBV）の2者で訪問調査を行い、
被災者から得た情報をもとに被災者台帳を作り、情報の一本化を図った。
その際の個人情報の取り扱いは、特定の団体にのみ覚書を交わし情報共有できる状況を整えた。

05 家屋支援

● 応急処理制度

災害のため住宅が半壊、中規模半壊、大規模半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度。

※罹災証明書の判定が全壊の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため
応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。

※借家等は、通常はその所有者が修理を行うものであり対象となりません。
事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は対象となりえます。

※住宅の修理は、市が修理業者と契約をして実施します。（修理業者は被災者自身で選択可能です）

※工務店など生業としている業者にのみ制度が使えるもので
NPOなどの民間団体や、被災者が修理を行なったものに対しては応急修理制度の利用は不可。

05 家屋支援

●基準額（税込）

半壊・大規模半壊 : 655,000円以内

準半壊 : 318,000円以内

※限度額を超えた場合は自己負担

●対象範囲

応急修理制度で修理ができる範囲は

地域によって差はあるが、基本的に床板、トイレやキッチンなど生活に関連する場所。

もしくは、給湯器や浴槽、便器など日常生活に必要な物に対して応急修理制度を使用しての修理が対象。

※エアコン、ウォシュレットなどの電化製品には利用不可。

※大規模半壊と中規模半壊以下では応急修理制度を使い修理できる範囲が異なる。

大規模半壊以上は修理に限定される範囲はない。

中規模半壊は、居間やキッチンなど生活に関連する場所でしか応急修理制度を使用しての修理はできない。

06 独自政策

被災者生活再建支援法（基礎支援金＋加算支援金）や災害救助法（応急修理制度）での保証が少ない場合、救助法の対象外の一部損壊などの被災家屋に対し、**市町村独自の保証で支援を行う場合がある。**

●大町町の事例（令和3年大雨被災者暮らし再建補助金）

大町町の独自政策として、応急修理制度と併せて

令和3年の大雨の被害により被災され、罹災判定が床上浸水で一部損壊以上の世帯で引き続き居住される住居に対し、**被災者暮らし再建補助金を交付。**

- ・ 判定結果が準半壊に至らない一部損壊（床上）…**上限10万円**（対象経費の3/4）
- ・ 判定結果が準半壊以上 …**上限50万円**（対象経費の3/4）

※応急修理制度の金額を越え自己負担があった場合は暮らし再建補助金の併給の対象となるが

応急修理制度だけで修理が賄え、それ以上に修理を行う部分がない場合は暮らし再建補助金の対象外。

07 災害ボランティア車両の高速道路の無料措置

コロナ禍の影響により、それまでの災害ボランティアの在り方が大きく変わり発災した市町村や県域での地域を限定し、ボランティア募集が行われることになりました。それにより、災害ボランティア車両の高速道路の無料措置の対象範囲も災害ボランティアセンターが設置された県内のみでの措置へと変わりました。

2020年7月豪雨災害以降、災害ボランティアセンターが募集する一般ボランティアと専門知識やノウハウを持つ団体（NPO、NGO）や企業ボランティアの認識が分かれはじめた。そのため、2022年の災害（新潟県村上市、静岡県内）では以下の改善が図られた。

- ・ 災害VCのHPにおいて、県外団体の募集範囲を明記
- ・ 上記に応じて県→NEXCOへ依頼し、NEXCOのHP上の「目的地」へ県外団体用の選択肢が追加

※「●●市災害VC（要請団体）」など

- ・ 「入口道路」「入口IC」が任意で記入できるようになった

また静岡・新潟では高速道路システムとの連動はしていないが、どの県外団体が活動しているか登録・把握していた。

緊急通行車両等の事前届出制度

●緊急通行車両等事前届出の概要

災害発生時には、災害応急対策等を迅速かつ円滑に実施するため都道府県公安委員会の権限により区間を定めて緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の一般車両の通行を規制する場合があります。

都道府県公安委員会に緊急通行車両としての確認および交付手続きを行い、緊急通行車両証明書と標章が交付されれば緊急交通路の通行が可能。

緊急通行車両等の事前届出制度

●事前届出の対象車両

- 1.地域防災計画に定める指定行政機関等が保有する車両で
災害応急対策を実施するために使用する車両
- 2.指定地方行政機関と災害時における協力協定等を締結している民間事業者等が保有する車両で
災害応急対策を実施するために使用する車両

●申請先

申請車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署または警察本部交通規制課

●災害支援を行っているNPO等で制度運用する今後の可能性

災害時における支援協力協定等を結んでいる中間支援組織や支援団体に対し、緊急通行車両の証明書と標章が交付される可能性がある。